

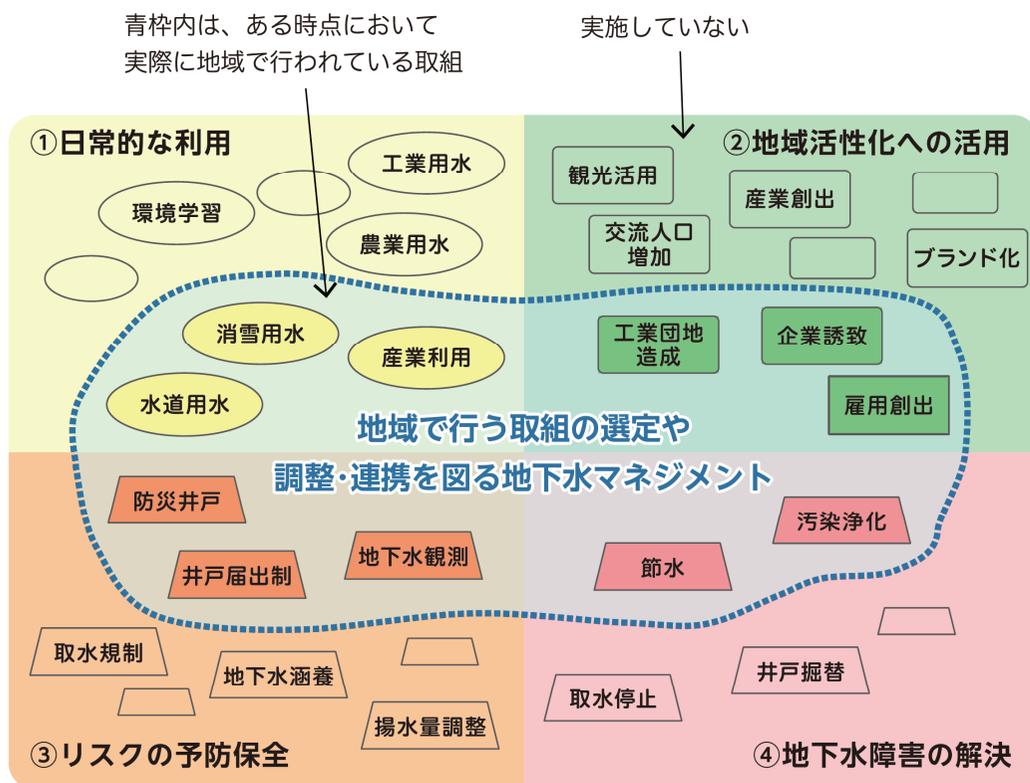
地下水マネジメントについて

内閣官房 水循環政策本部事務局
令和3年7月



水循環ロゴマーク

- 地域の地下水を守り、水資源等として利用する「持続可能な地下水の保全と利用」を推進するためには、地方公共団体等の地域の関係者が主体となって地域の実情に応じて取り組む「地下水マネジメント」が重要。
- 水循環基本法に基づき閣議決定された「水循環基本計画」において、地下水政策の柱として、「地下水マネジメントの推進」が位置づけられている。



4つの観点における地域の取組と地下水マネジメントの位置づけの例



地方公共団体等の職員が地下水マネジメントに取り組む際に参考となるノウハウや留意点等を整理、解説した手順書(令和元年8月策定)

地下水マネジメントの取組

地方公共団体等の地域における主体的な取り組み

地下水の利用や地下水に関する課題等は一般的に地域性が極めて高いため、**課題についての共通認識や、地下水の利用や挙動等の実態把握とその分析、可視化、水量と水質の保全、涵養、採取等に関する地域における協議やその内容を実施するマネジメント（地下水マネジメント）に取り組む**

国は支援する役割を担う

内閣官房水循環政策本部事務局

(関係法令)

- ・ 水循環基本法（平成26年4月2日公布、7月1日施行）
一部改正（令和3年6月16日公布・施行）

(所掌事務)

- ・ 関係行政機関が水循環基本計画に基づいて実施する施策の総合調整

厚生労働省

(関係法令)

- ・ 水道法S32

(所掌事務)

- ・ 水道に関する
こと

農林水産省

(関係法令)

- ・ 土地改良法S24

(所掌事務)

- ・ 土地、水その他の資源の農業上の利用の確保に関すること
- ・ 農業水利・土地改良事業に関すること

経済産業省

(関係法令)

- ・ 工業用水法S31
- ・ 工業用水道事業法S33

(所掌事務)

- ・ 工業用水道事業の助成及び監督に関すること

環境省

(関係法令)

- ・ 環境基本法H5
- ・ 工業用水法S31
- ・ ビル用水法S37

(所掌事務)

- ・ 公害の防止のための規制に関すること

国土交通省

(関係法令)

- ・ 河川法S39

(所掌事務)

- ・ 河川、水流及び水面の整備、利用、保全その他の管理に関すること

水資源部〈旧国土庁〉

(関係法令)

- ・ 地盤沈下防止等対策要綱*（S60・H3）

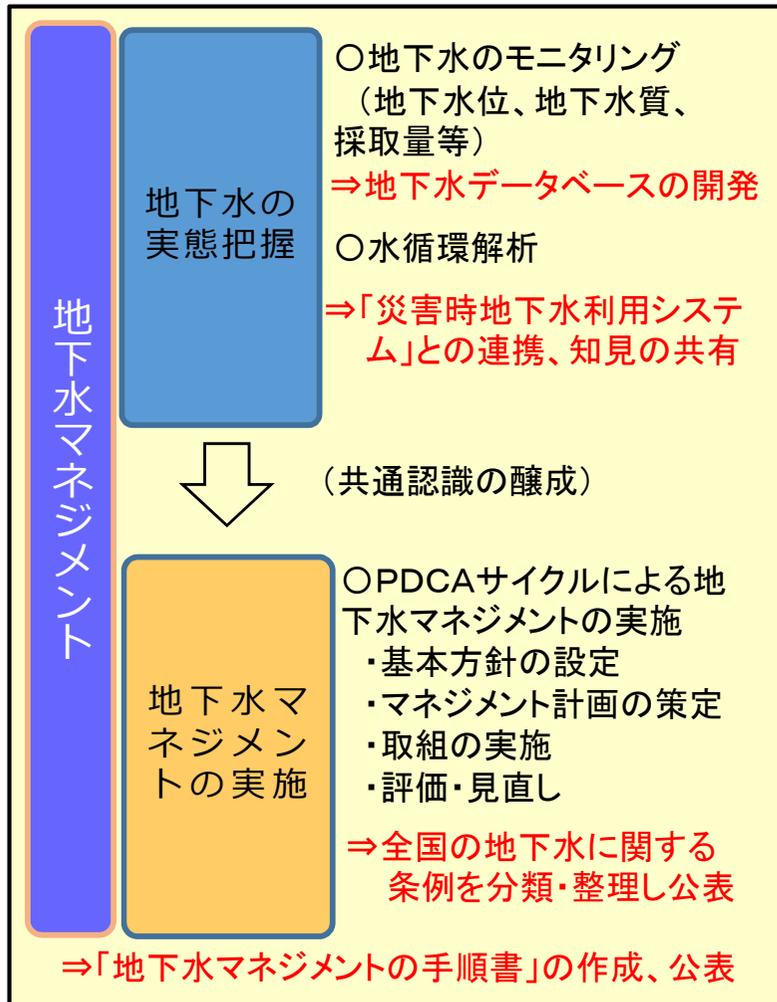
(所掌事務)

- ・ 地盤沈下防止等対策要綱に基づく施策の推進

* 濃尾、筑後・佐賀S60 関東平野北部H3)

地下水マネジメントの推進に向けた取組

- 水循環基本法に基づく水循環基本計画(H27. 7策定、R2. 6改定)に、地下水マネジメントの推進を位置付け。
- 地下水マネジメントは、地下水の利用や地下水に関する課題等が一般的に地域性が極めて高いことから地方公共団体等の地域の関係者が主体となって取り組み、国はその取組を支援するとされている。
- また、地下水の賦存状況、収支や挙動等は未解明な部分が多いため、持続可能な地下水の保全と利用を推進するためには、地下水の利用や挙動等の実態把握等から始める必要がある。
- 「地下水マネジメントの手順書」の作成・公表や地下水データベースの開発等を通じて地域の関係者が主体となって取り組む地下水マネジメントの推進を支援。

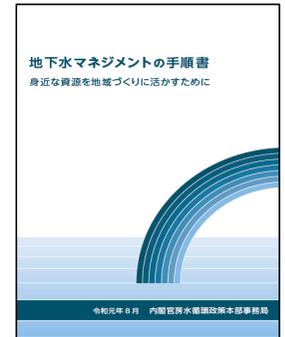


○全国の地下水に関する条例を分類・整理し公表

水資源としての利用や過剰な地下水採取に起因する地盤沈下のリスクなど、地域において、地下水の利用や課題等に取り組む地下水マネジメントの実施状況を把握するため、全国の地方公共団体の地下水保全や利用等に関する条例の制定状況を調査、分類・整理し公表(R3.2)。

○「地下水マネジメントの手順書」の作成、公表

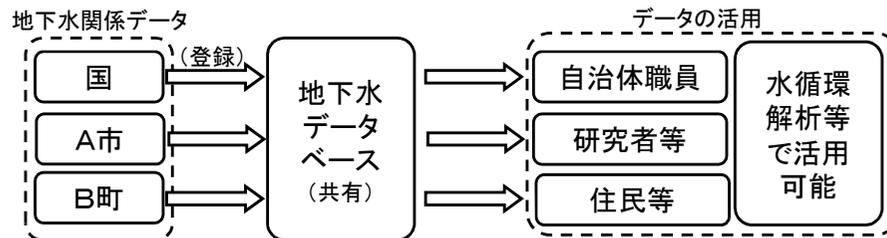
地方公共団体等の職員が地下水マネジメントに取り組む際に参考となるノウハウや留意点等を整理、解説した手順書を作成・公表(R元. 8)。



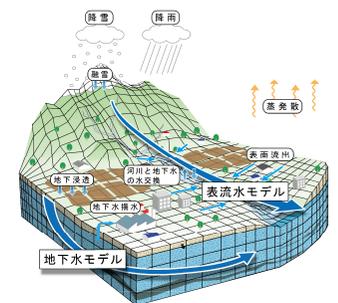
(令和元年8月策定)

○「地下水データベース」の開発

国・地方公共団体が収集・保有する地下水位、地下水質、採取量などのデータを相互に活用することを可能とするデータベースの開発を推進。



地下水データベースの概念



水循環解析モデルの概念図

○「災害時地下水利用システム」の開発

内閣府の戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)において、災害時などにおいて、地盤沈下等を起こさない範囲での地下水の利用を目指すための災害時地下水利用システムの開発を推進。

地下水マネジメント今後の方針

(水循環基本法改正(令和3年6月16日公布・施行)附帯決議を踏まえた対応方針)

条例で定めるところにより、地下水の採取の制限その他の必要な制限をすることができることについて、地方公共団体に対して、周知を行う

- 地方公共団体に対して、6月16日付けで施行通知を发出【内閣官房水循環政策本部事務局】

条例制定等に関し、必要な助言等の支援を行う

- 地下水マネジメントを支援するため、プラットフォームの設立に向けた検討を推進【内閣官房水循環政策本部事務局】

条例制定等に関し、制定動向を把握し、公表に努める

- 地下水条例の調査を行い、定期的に公表【国土交通省、環境省】

地下水マネジメントを推進するため、地下水データベースの構築を推進する

- SIPの災害時地下水利用システムと連携し、地下水データベースの構築を推進【内閣府、国土交通省、内閣官房水循環政策本部事務局】

地方公共団体による地下水の適正な保全及び利用に関する協議会の運営や、地方公共団体等が行う地下水に関する観測等に必要な支援を講ずる

- 「地下水マネジメントの手順書」の周知を行うとともに、取組の推進のための普及啓発を行う【内閣官房水循環政策本部事務局】
- 地方公共団体による地下水障害の防止や地下水環境の保全を目的とした施策を推進するため、「「地下水保全」ガイドライン～地下水保全と持続可能な地下水利用のために～」の周知を図る。また、地下水採取規制のもとで地下水保全・利用施策に取り組む地方公共団体に対し、施策を実施する上でのニーズや懸念等の意識調査を実施【環境省】
- 硝酸性窒素等の地域における総合的な対策を推進するため、これまでに構築したガイドライン等を基に、窒素負荷低減の取組の技術的な支援等を実施【環境省】
- 農業用地下水利用に係る地下水観測施設の機能保全手法の検討【農水省】

飲み水などの生活用水や農業用水としても利用される地下水の水質に影響を及ぼす可能性のある土地の利用に当たっても、地域住民の意見を踏まえた対応が図られるよう必要な措置を講ずる

- 硝酸性窒素等の地域における総合的な対策を推進するため、これまでに構築したガイドライン等を基に、窒素負荷低減の取組の技術的な支援等を実施【環境省・再掲】

改正を踏まえ、水循環基本計画の改定等の必要性について検討を行う

- 水循環基本法の改正を踏まえ、水循環基本計画の改定等の必要性について検討【内閣官房水循環政策本部事務局】